

村上市宿泊事業者支援事業補助金
(こいっちゃん村上！得割キャンペーン)
実施要領

令和4年12月22日
村上市観光課

1. 目的

本事業は、宿泊事業者が企画・販売する宿泊割引プラン等の割引相当額を補助することで、新型コロナウイルス感染拡大により落ち込んだ観光需要を喚起し、宿泊事業者の売上確保を図る。

2. 事業費

5,000千円

3. 対象事業者

- (1) 村上市内で旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する許可を受け営業する宿泊事業者とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行う者は除く。
- (2) 宿泊に供する部屋が20室未満の宿泊施設であること。
- (3) 令和4年11月30日までに納期限が到来した市税の滞納がないこと。
- (4) 村上市暴力団排除条例（平成25年村上市条例第3号）第2条に規定する暴力団でない者及び暴力団員、暴力団員等又は暴力団員若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を雇用していないこと。

4. 実施内容

- (1) 割引事業名
こいっちゃん村上！得割キャンペーン
- (2) 宿泊対象期間
令和5年1月1日（日）から令和5年2月28日（火）まで
※3月1日（水）チェックアウト分までが対象となります。
- (3) 補助金の上限額
1施設あたり 300,000円（予算の範囲内で交付）
- (4) 宿泊割引
 - 1人1泊あたり宿泊費の2分の1割引（上限3,000円、100円未満切捨て）
 - 割引対象者は国内在住者とします。ただし、国や県の施策と併せ、対象とする地域を変更する場合があります、その際には変更を通知する予定としています。

- 新潟県が実施する「使っ得！にいがた旅割キャンペーン（全国旅行支援）」との併用は可とします。併用する場合は、本キャンペーンの割引をはじめに適用し、県の割引は最後に適用してください。また、本キャンペーンの割引適用後に利用者負担額が1名1泊あたりで「平日5,000円（税込み）」、「休日2,000円（税込み）」を下回る場合は、県の割引適用外となるため注意が必要です。
- 居住確認のために、代表者に利用申請書（要綱様式第4号）を記入・提出させ、実績報告との整合をとってください。
- 割引商品の販売には、県が実施する「使っ得！にいがた旅割キャンペーン（全国旅行支援）」が示す利用条件に順ずる確認が必要です。また、その旨の案内、プラン販売時の表示を行うこととなります。

【県の割引に準ずる確認例】

新型コロナウイルスのワクチン接種済であること又は検査結果が陰性であることが利用条件となります。

利用時に本人確認書類（身分証）及び以下(1)(2)いずれかの提示が必要です。

（(1)、(2)は写真やコピー可。(1)についてはデジタル庁による「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」による確認可。）

(1) ワクチン接種歴がわかる書類

①新潟県外にお住まいの方 ワクチンを3回接種済又は検査結果が陰性

②新潟県内にお住まいの方 ワクチンの2回目接種から14日以上経過又は検査結果が陰性

(2) 検査結果通知書（「PCR検査等」は検体採取日を含めて4日以内が有効期限・「抗原定性検査」は検体採取日を含めて2日以内が有効期限）

※ご提示がない場合は、キャンペーンをご利用いただけません。

※12歳未満は確認対象外とします。

(5) 予約受付方法

自社サイトでの直販、電話予約による受付など。(OTA掲載による販売不可)

(6) キャンペーン参加施設の周知

村上市公式ホームページ上に本キャンペーンの参加施設を記載したランディングページを作成・公開予定です。

5. 参加から実施までの流れ及び補助金の支払方法

「こいっちゃ村上！得割キャンペーン」は、村上市宿泊事業者支援事業補助金の補助対象事業として実施します。

同補助金については、インターネットで「村上市宿泊事業者支援事業補助金」を検索し、市ホームページ (<https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/129/syukuhaku-sien.html>) を参照の上、申請してください。様式も同ページに掲載します。

(1) 宿泊事業者は、村上市に対し補助金の交付申請を行う。ただし、複数施設を含む事業者は施設ごとに申請を行う。

- ▶ 販売開始日にかかわらず、村上市宿泊事業者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を令和4年12月28日付けで提出すること。
- ▶ 令和5年1月1日から割引プランを販売しようとする事業者は、事前に市へその旨を連絡すれば、割引プラン等を販売するための準備をすることができる（販売開始は1月1日以降）。
- ▶ 申請書に旅館業の営業許可書の写しと、「令和4年11月30日までに納期限を迎える市税の納税証明書」を添付すること。

- 持参・郵送：958-8501 村上市三之町1-1 村上市観光課 宛
- F A X：0254-53-3840（代表）
- 電子メール：kanko@city.murakami.lg.jp

(2) 村上市は、村上市宿泊事業者支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付決定額（補助金の額）を通知する。

(3) 宿泊施設は、交付決定額の範囲内で宿泊者に対し、宿泊1日当たり宿泊費用の2分の1（上限3,000円、100円未満切捨て）割引きの宿泊割引プラン等を販売する。

(4) 宿泊施設は、チェックイン時に宿泊代表者から利用申請書の提出を受け、県の割引に準ずる確認を行うこと。

- ▶ 利用申請書（様式第4号）を宿泊代表者に記入させる
 - ▶ 宿泊施設は①料金、②補助額を記入し、利用実績の証明として令和5年度から起算して5年間保管する
- ※利用申請書は実績確認のため、実績報告時にコピーの提出を求めらるので実績報告との整合をとること。
- ※村上市は、実績報告書と利用実態の確認後、利用申請書のコピーを破棄する。

- (5) 宿泊施設は、キャンペーン期間終了後速やかに（令和5年3月10日まで）村上市へ実績報告をする。
- 村上市宿泊事業者支援事業補助金実績報告書（様式第9号）及び事業実績報告書（別紙1）を提出する
 - 宿泊者から提出のあった利用申請書（様式第4号）のコピーを添付する
- (6) 村上市は、補助金額を確定し、村上市宿泊事業者支援事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により通知し、宿泊事業者へ補助金を支払う。

6. その他

- 宿泊施設は「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に沿って対応してください。
- ホームページ等で募集する、該当宿泊プランには「こいつちや村上！得割キャンペーン」を表記してください。
- 今後の新型コロナウイルスの感染状況によってはキャンペーンを予告なく中止する場合があります。
- 市では、宿泊者数の管理を行うため、必要時、宿泊施設に対して利用状況の報告を依頼することがあります。
- 事業実施月の翌月10日までに中間実績報告をすることで、概算払を受けることができますが、基本的には最終の実績報告により支払いを行います。